

地域計画の策定と農地マネジメントの推進

要約

- ① 地域計画の策定をすすめるため、市町村担当者と進め方について打ち合わせを行うとともに集落での協議の場に助言を行った。
- ② 農地整備事業の要件である担い手に農地を集積することを目的に、任意団体である集落営農組織の法人化を進めるため、専門家派遣等の支援を行った。
- ③ 意欲ある担い手に営農作物に適した農地を集積するため、市町村と連携を密に活動を行うとともに、地域計画の協議の場で担い手への農地の集積について提案を行った。

現状(背景)と課題

- ① 農地の荒廃を防止し有効利用するために国が進める地域計画を策定し、集落での課題の共有と合意が必要。
- ② 農地整備事業の要件である担い手に農地を集積するために、任意の集落営農組織の法人化を進めることが必要。
- ③ 意欲ある担い手が規模拡大等着実に営農を進めていくためには、農地の集積・集約を進めることが必要。

目標

- ① 地域計画（人・農地プランの実質化）80地区
- ② 集落営農組織の法人化1組織
- ③ 農地中間管理機構を利用した担い手への農地集積400ha

活動内容

- ・地域計画（人・農地プランの実質化）の啓発と策定支援。
- ・任意団体である集落営農組織の法人化に向けた支援（特定農業振興ゾーン 広陵町百済川向地区）。
- ・市町村農地マネジメントチームによる連携強化による担い手への農地集積。

成果

- ① 地域計画（人・農地プランの実質化数）が計画当初の36箇所と比較し78箇所と2倍以上に増加した。
- ② 広陵町百済川向地区の任意団体である集落営農組織に対して法人化に向けた支援を行い、法人定款案を作成した。
- ③ 農地中間管理機構を利用した担い手への農地集積が計画当初の244.3haから404haと約1.7倍になった。



地域計画 協議の場



集落営農組合の法人化 税理士との打合せ

中部農林振興事務所農業振興課
担当：担い手・農地マネジメント係 新子、北岡、島
地域農業担い手確保支援事業・農地中間管理事業
奈良の意欲ある担い手支援事業

普及活動のポイント

- ① 市町村担当者とともに集落において地域計画（人・農地プランの実質化）の方向性を協議するとともに、各集落における話し合いの場にて助言を行った。
- ② 任意団体の集落営農組織の法人化をスムーズに進めるため、税理士、社会保険労務士および司法書士等の専門家を活用し、法人化を進めた場合の問題点を抽出し、組合員間で共有した。
- ③ 特にイチゴの高設栽培施設用の農地探索では、南北棟のハウスを建設できること、上水道が配管されている道路沿いであること等が条件であり、農地中間管理機構、市町村、市町村農業委員会と連携し、担い手への農地集積を進めた。

対象の変化

- ① 地域計画（人・農地プランの実質化）ができ、問題を共有する集落が増加した。
- ② 任意の集落営農組合を法人化するための定款案の作成まで至った。
- ③ 新規就農希望者への農地集積が進み、イチゴで新規就農する事例が多くみられた。

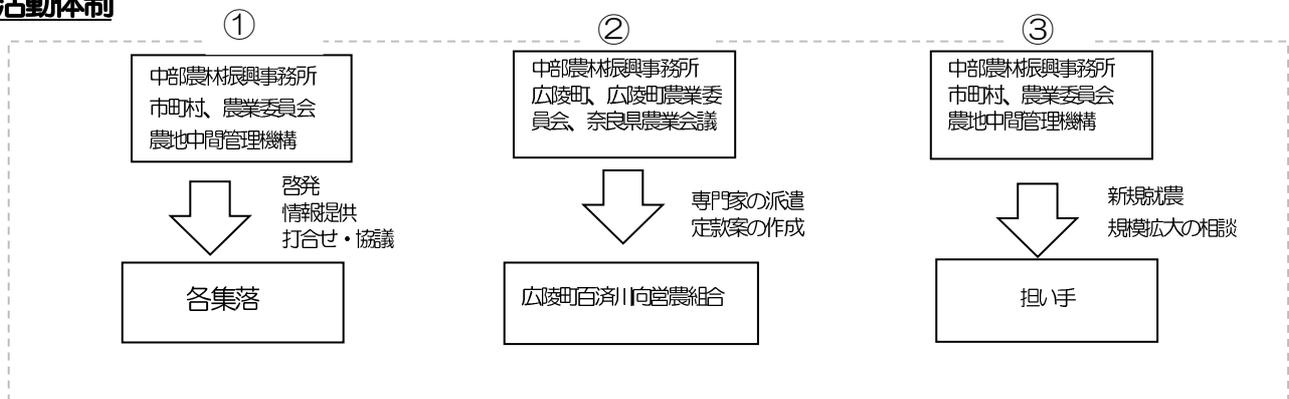
対象者からのコメント

- ① 関係機関と協議しながら地域計画（人・農地プランの実質化）を作成することができた。
- ② 各分野の専門家の意見を聞くことができ、参考になった。
- ③ 新たな農地を借りることができたので、経営面積の規模拡大を行うことができた。

これからの活動ビジョン

- ① 地域計画策定数をさらに増加させる。
- ② 今後も法人化に向けて継続して話し合いを進める。
- ③ 認定農業者の規模拡大、認定新規就農者の農地確保のため、さらに担い手への農地集積を行う。

活動体制



用語解説

地域計画

地域の農業者等の話し合いにより策定される地域の10年後の農地利用の姿を明確化した設計図。
令和5年に人・農地プランから発展改組された。

担い手

農業経営基盤強化促進法にもとづき、農業経営改善計画を市町村長等に提出し認定を受けた個人、法人など。
認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者がある。